

事 務 連 絡
令 和 8 年 6 月 4 日

指定児童発達支援事業所 御中

うるま市障がい福祉課
(公 印 省 略)

児童発達支援における送迎加算の取扱いについて

平素より障がい福祉事業についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記の件について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

[内容]

児童発達支援における送迎加算について、従来の取り扱いに加え、以下の要件をいずれも満たした場合に限り、「事業所と保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という）間の送迎についても、当該加算を算定できるもの」とします。

[算定要件]

1. 事業所、保育所等、保護者の三者間で、送迎時の児童の引継ぎ方法等（乗降場所、送迎担当者、送迎時間、当日の児童の状態等に関する引継手段など）について、事前に具体的な調整がなされていること。
2. 上記1の内容について、事前に個別支援計画書等に記載し、保護者に対して十分な説明を行い、同意を得ていること。

<注意事項>

1. 事前の調整や緊急時の対応も含め、事業所が主体となって、利用児童および保護者が安全・安心に利用できる体制を確保した上で算定すること。要件を満たさない場合は、算定の対象外となります。
3. 送迎場所は、事前に調整している「居宅」又は「保育所等」と「事業所」間の送迎のみを対象とする。
4. 本取扱いを活用するは、上記算定要件を満たしていることが確認できる関係資料（計画書の写しや調整記録等）を事業所内に適切に保管し、市から確認・提出を求められた場合は速やかに提示できるようにしておくこと。
5. 本取扱いは、対象児童の事業所を利用する機会が失われることを防ぐための措置であること。
6. 【適用時期】本取扱いは、令和8年6月1日以降のサービス提供分から適用します。

うるま市障がい福祉課
障がい支援第1・第2係
TEL：098—973—5452